

第2次鹿屋市男女共同参画基本計画

鹿屋市男女共同参画実施計画 令和2年度実績報告

一人ひとりが 支え合い 認め合い 笑顔あふれるまち かのや

令和3年11月
鹿屋市

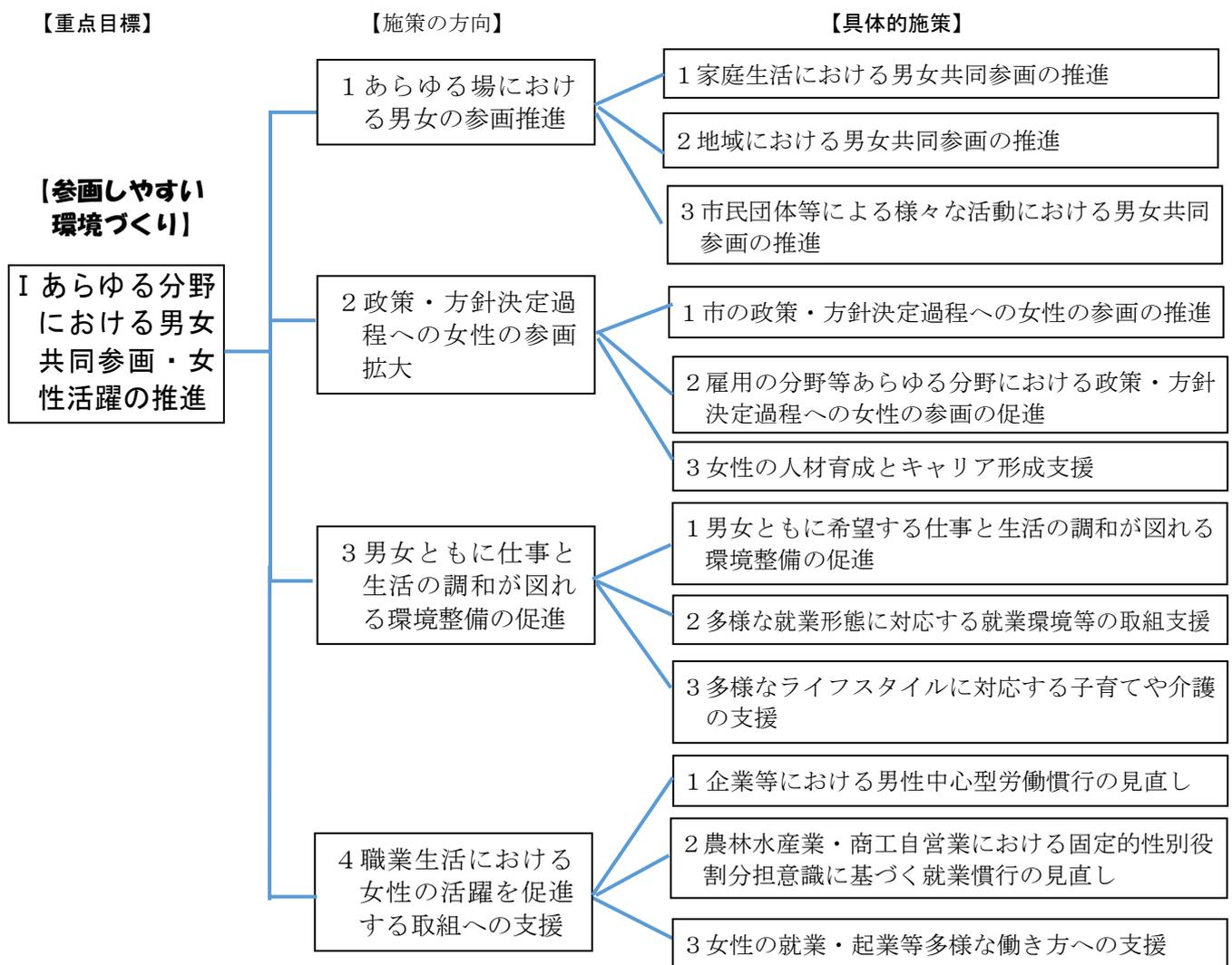
はじめに

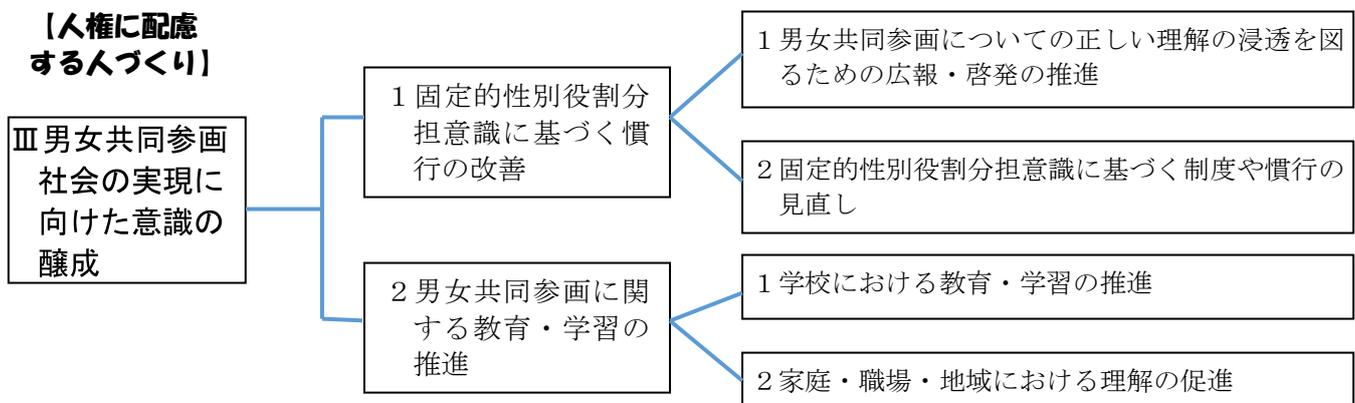
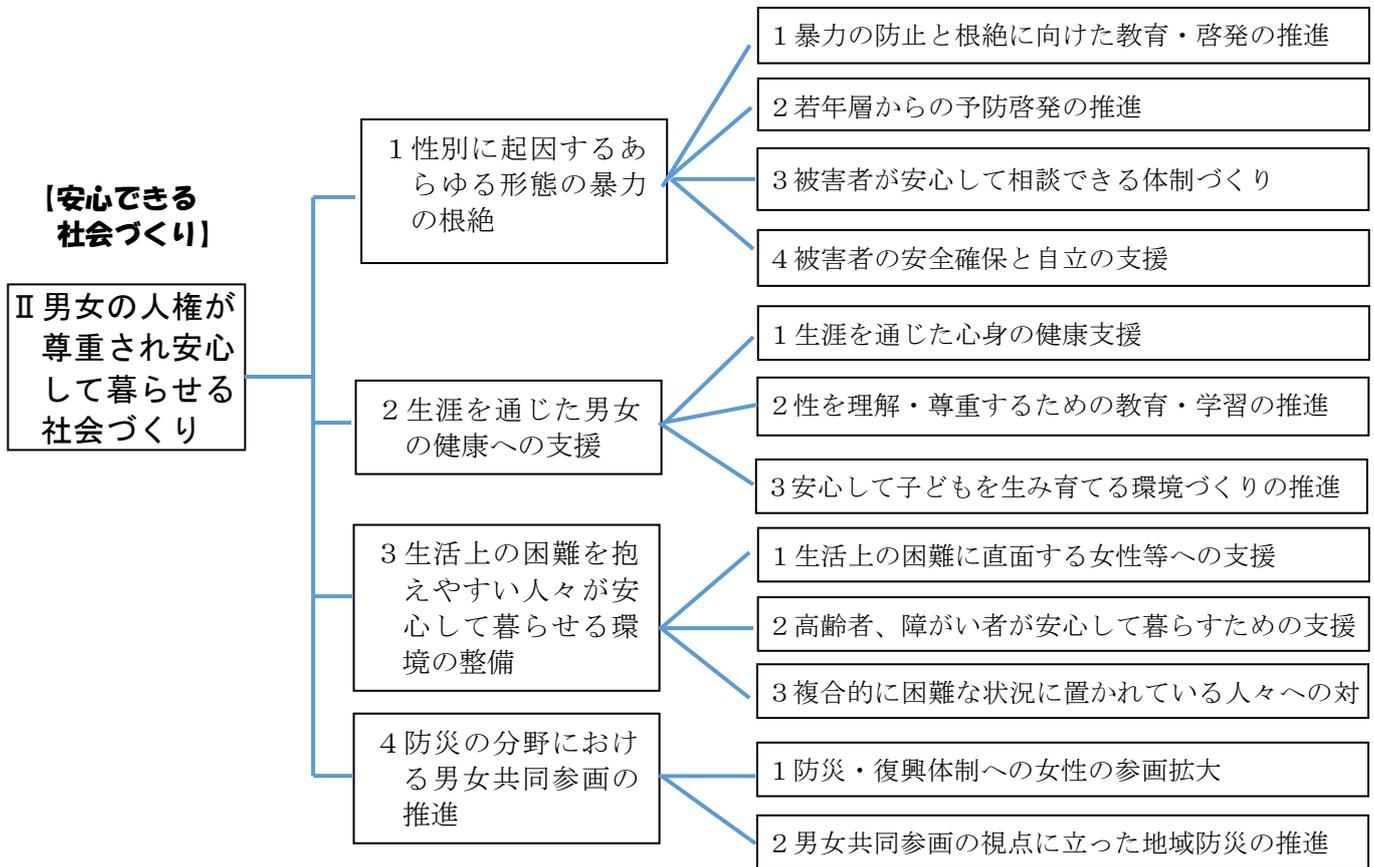
男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要であるとされています。

鹿屋市は、平成 28 年に鹿屋市男女共同参画推進条例の施行、平成 31 年 3 月に「第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策の推進に取り組んでいます。

このたび、基本計画の具体的施策の推進に資する各課の事業や取組について、男女共同参画の視点を踏まえ、実施状況についての評価を行いました。

1 第 2 次鹿屋市男女共同参画基本計画 体系表 めざす姿『一人ひとりが支えあい 認め合い 笑顔あふれるまち かのや』





2 評価について

実施事業の実績を評価するものでなく、各課における推進事業の立案や実施の段階で、男女共同参画の視点で行えたかを4段階で評価した。

事業評価の指標

- A： 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（8割以上）
- B： どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（5～8割程度）
- C： どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2～5割未満）
- D： 男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（2割未満）

3 評価事項

(1) 男女共同参画の視点による評価

男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進するための立場や観点

男女の人権の尊重（第3条第1号）

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと。男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されたか。

社会における制度又は慣行による影響への配慮（第3条第2号）

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されたか。

政策等の立案及び決定への共同参画（第3条第3号）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されたか。

家庭生活における活動と他の活動の両立（第3条第4号）

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されたか。

男女の性についての理解と配慮（第3条第5号）

全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されたか。

国際的協調（第3条第6号）

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して国際的協調の下に行われたか。

(2) 男女共同参画の視点の浸透を図る配慮の評価

男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画の情報提供を行ったか等

4 評価結果

体系表の具体的施策（全 28 件）

評価	件数（件）	割合（%）
A	14	50.0
B	13	46.4
C	1	3.6
D	0	0
合計	28	100.0

5 男女共同参画基本計画数値目標の進捗状況

設定項目		計画策定時 (H29)	現状値 (R 2)	目標値 (R11)	
				数値	年度
1	市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	29.2%	35.0%	2028
2	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	R 4意識調査で検証	男女ともに50%	2028
3	市の男性職員の育児休業の取得率	0.0%	0.0%	13%	2025
4	市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率 (取得者数の割合)	81.0%	57.1%	100%	2025
5	男女共同参画地域推進員の数	2人	4人	4人	2028
6	DVを受けたことがある人が、どこ(だれ)にも相談しなかった割合	48.4%	R 4意識調査で検証	40%	2028
7	「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合	34.4%	R 4意識調査で検証	45%	2028
8	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	R 4意識調査で検証	100%	2028
9	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	R 4意識調査で検証	55%	2028

具体的施策評価

重点目標 Ⅰあらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向 1あらゆる場における男女の参画促進

具体的施策	家庭生活における男女共同参画の推進
施策の内容	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、家事・育児等家庭生活への男性参加の促進や休暇取得が推進されるよう広報・啓発に取り組みます。
実施事業	1 情報誌等を活用した啓発（市民課）
	2 講演会・研修会等の開催による啓発（市民課）
評価	A
実績	「Kanoya男女共同参画News」の発行や研修会・講演会等を開催し、家庭生活における男女共同参画について広報啓発を行った。
成果及び課題	情報誌を年3回5,000部発行し町内会回覧や公共施設等に設置した。また、講演会は、市民生委員・児童委員協議会研修会と合同で実施し、多くの参加者を得ることができた。
今後の取組予定	今後も家庭生活における男女共同参画が推進されるよう情報誌等を活用した啓発に努める。

具体的施策	地域における男女共同参画の推進
施策の内容	すべての地域住民が男女共同参画の視点を持って様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりに取り組みます。
実施事業	3 町内会への加入促進（地域活力推進課）
	4 出前講座やお届けセミナー等による男女共同参画に関する啓発（市民課）
評価	A
実績	海上自衛隊や大隅地域振興局等へ町内会加入促進の協力依頼や関係機関との意見交換等を行った。また、男女共同参画に関する出前講座やお届けセミナーを行った。
成果及び課題	町内会役員は男性の割合が多く、運営は男性中心になってしまう傾向にあるため、女性が参加しやすい組織づくりを促す。
今後の取組予定	町内会に対して女性が参加しやすい行事等の実施を促す。また、出前講座やお届けセミナー等で男女共同参画の視点について啓発を行っていく。

具体的施策	市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進
施策の内容	市民団体等との連携・協働を図り、男女共同参画を推進する人材を育成し、その基盤づくりに努めます。
実施事業	5 地域における様々な社会貢献活動を行うNPO法人の設立、相談等の支援（地域活力推進課）
	6 「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助の実施（地域活力推進課）
評価	B
実績	NPO法人設立、定款変更等の各種届出事務の支援を行った。市民活動の活性化を目指し、市民活動団体が実施する事業へ補助を行った。

成果及び課題	NPOに対する男女共同参画に関する働きかけは現在行っていないので、今後NPOが男女共同参画の視点も取り入れた活動が出来るように促す必要がある。
今後の取組予定	今後はNPOが男女共同参画の視点が反映された活動が出来るように、各種事業の案内等の働きかけを行っていく。

施策の方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
施策の内容	市の施策に、より多くの女性の意見や視点が反映されるよう各種審議会等への女性委員のさらなる登用を推進します。
実施事業	7 各種審議会等への女性委員の登用推進（各課）
	8 女性人材リストの登録及び活用推進（市民課）
	9 市役所職員の女性管理職の育成・登用（総務課）
評価	B
実績	各種審議会等における女性委員の登用率29.2% 部長級職員13名のうち女性職員0名、課長級職員41名のうち女性職員1名
成果及び課題	審議会等における女性委員の登用を図るために、女性人材リストにおける各分野の登録者数の充実を図る等、人材の発掘が必要である。
今後の取組予定	市の政策・方針決定過程へ女性の参画を推進するため、審議会委員の女性委員の登用や市役所女性職員の人材育成や性別にとらわれない配置に努める。

具体的施策	雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
施策の内容	あらゆる分野において多様な考え方や意見を反映させるため、研修会の開催や情報誌等を活用した啓発を行う等女性の参画・登用拡大に向けた取組を推進します。
実施事業	10 情報誌等を活用した啓発や研修会等の開催(市民課)
評価	B
実績	「Kanoya男女共同参画news」の発行
成果及び課題	「Kanoya男女共同参画news」の発行
今後の取組予定	引き続き、情報誌等を発行し女性の参画・登用拡大に向けた啓発を行う。 事業所アンケート及び従業員アンケートにて実態調査を行う。

具体的施策	女性の人材育成とキャリア形成支援
施策の内容	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性の育成とキャリアアップに向けた支援に取り組みます。
実施事業	11 男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進（市民課）
	12 市女性職員の研修参加促進（総務課）
評価	B

実績	女性が奏でるまちづくり推進事業(全3回)を実施した。 女性職員のキャリアアップ及び能力開発の意識向上を図るため、女性中堅職員を対象としたキャリアデザインに関する研修を実施した。
成果及び課題	女性が奏でるまちづくり推進事業には様々な層の女性が参加し、個人の能力を発揮する機運が生まれた。市女性職員の能力開発や女性管理職の育成に向けた取組が出来た。
今後の取組予定	あらゆる場において女性の参画拡大に向けた取組を引き続き行う。市女性職員についてもキャリアアップのための独自研修の実施や研修への派遣等を実施する。

施策の方向 3 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

具体的施策	男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
施策の内容	ワーク・ライフ・バランスの推進が個人の生活の充実や企業の活性化につながることを踏まえ、長時間勤務等を背景とした男性中心型労働慣行及び固定的性別役割分担意識の見直しの必要性について理解が図られるよう、事業所のトップや市民へ働きかけます。
実施事業	13 パンフレット等による広報啓発（商工振興課）
	14 勤労者サービスセンターへの補助（商工振興課）
	15 男女共同参画に係る企業向け研修（ワーク・ライフ・バランスセミナー）の実施（市民課）
評価	C
実績	関係機関(県や労働局等)から送付されたリーフレットやチラシの掲示等により、働き方改革や労働法令等に関する広報啓発に努めた。鹿屋市勤労者サービスセンターへの補助を行った。
成果及び課題	勤労者サービスセンターの会員数は、男女がほぼ同程度の割合となっており、福利厚生事業の案内、啓発は男女を問わず積極的に会員への提供を行った。
今後の取組予定	関係機関(県や労働局等)から周知依頼のあった各種情報の広報啓発を行っていく。勤労者サービスセンターでは、引き続き会員向けに福利厚生サービスを提供すると共に、「働き方改革」や「介護」等の事業を検討しサービスを充実していく。セミナーを開催し企業の取組を支援していく。

具体的施策	多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
施策の内容	正規雇用・非正規雇用など多様な就業形態の労働者に対して公正な処遇が推進されるよう各種制度や取組事例等の情報提供に努めます。
実施事業	16 働く場における男女雇用機会均等の広報啓発（商工振興課）
	17 市職員への育児・介護休暇等の周知を図るなど取得しやすい環境の整備（総務課・教育総務課）
評価	B
実績	関係機関(県や労働局等)から送付されたリーフレットやチラシを配布し、働き方改革や休業制度等の広報啓発に努めた。 市の職員で、育児休業を取得した職員は18人、部分休業8人、介護休暇を取得した職員は0人であった。他に育児短時間勤務や短期介護休暇の承認を受けた職員もいた。
成果及び課題	職業訓練講座等の案内について、周知広報を行った。市職員については、育児休業を取得する男性職員がいないなど、男性の育児休暇等の取得率が低い。
今後の取組予定	関係機関(県や労働局等)から周知依頼のあった各種情報の広報啓発を行っていく。市職員に対しては、各種休業制度を利用しやすい環境を整えとともに、制度周知を図る。

具体的施策	多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援
施策の内容	<p>子育て世代の多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策の充実等を図り、仕事と子育ての両立のための環境の整備をより一層進めます。</p> <p>併せて、介護の必要な家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護保険制度の広報啓発等に努めます。</p>
実施事業	18 休日保育事業の実施（子育て支援課）
	19 病児保育の実施（子育て支援課）
	20 延長保育の実施（子育て支援課）
	21 一時預かりの実施（子育て支援課）
	22 放課後児童健全育成事業の実施（子育て支援課）
	23 子育てに関する情報の提供（子育て便利帳の作成・配付）（子育て支援課）
	24 地域子育て支援拠点事業の実施（子育て支援課）
	25 ファミリー・サポート・センター事業の実施（子育て支援課）
	26 地域組織活動育成事業（母親クラブ）の実施（子育て支援課）
	27 介護サービスの充実（高齢福祉課）
	28 地域包括支援センターの機能強化（高齢福祉課）
29 市職員へ育児休暇制度や介護休暇制度等の周知・取得促進及び定時退庁の促進と時間外勤務の縮減（総務課）	
評価	A
実績	<p>子育て支援のために、休日保育事業、病児保育、延長保育、一時預かり、放課後児童健全育成事業、子育て便利帳の作成(4,200部)、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポートセンター事業、地域組織活動育成事業(母親クラブ)の実施等を行った。</p> <p>介護サービスとして、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設サービス、総合事業を行った。地域包括支援センターでは、HP並びにチラシを作成し、情報発信・情報提供に努めるとともに各種講座を開催することにより地域包括ケアシステム構築に努めた。</p> <p>市職員のワークライフバランスの向上や公務能率の向上及び時間外勤務の縮減を図るため、新たに時差出勤制度を令和2年6月から施行した。</p>
成果及び課題	<p>延長保育については、可能な範囲で保育を提供することにより、多様なライフスタイルに対応した。市が委託する放課後児童クラブも増えていることから、小学生を持つ保護者が安心して労働党を行える環境が整ってきている。ファミリー・サポートセンターのサポート回数は増えているが、土日祝日の緊急に支援を必要とする際への対応が困難な状況である。</p> <p>訪問系の介護サービス給付が全国平均より低いことから、在宅介護を支えるサービスの充実をより一層図っていく必要がある。</p>
今後の取組予定	<p>鹿屋市子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童支援員の質を確保するとともに未設置小学校区への整備などを実施する。また、地域子育て支援拠点事業の周知・啓発等に際し、父親の利用も可能である旨の案内を行う。</p> <p>第8期介護保険事業計画に基づき、介護人材の定着・育成支援や家族介護者の支援等を介護事業者と連携して充実を図る。高齢者が安心して過ごすことができるよう、引き続き相談体制の確保と介護サービスの提供に努めるとともに介護者への支援も行っていく。</p>

施策の方向 4 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

具体的施策	企業等における男性中心型労働慣行の見直し
施策の内容	働いている又は働こうとする女性が個人としての能力を発揮できるよう、男女の均等な機会と待遇の確保、固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行の見直し、ハラスメント防止対策及びメンタルヘルスの確保に向けて、あらゆる機会に関係法令や制度に関する情報提供や啓発に取り組みます。
実施事業	30 関係法令・制度の周知
	31 市役所事業主行動計画の取組の推進、ハラスメント防止に向けた広報・啓発
	32 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発
	33 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発
評価	B
実績	国(労働局等)や県から送付のあった関係法令リーフレット等(働き方改革、育児・介護休業制度等)の掲示等により広報・啓発を行った。市においては、鹿屋市役所特定事業主行動計画に定める取組事項を実施。男性の育児休業等を促進するための取組やハラスメント防止の啓発及びハラスメント相談員の周知を行った。
成果及び課題	市役所男性職員の育児休業の取得促進やハラスメント相談体制の充実及び相談への適切な対応が課題。
今後の取組予定	引き続き、雇用における関係法令や制度について広報啓発に努める。市においては、特定事業主行動計画に定める取組事項を積極的に実施する。

具体的施策	農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し
施策の内容	農林水産業や商工自営業において、男女ともに働きやすい就業環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスが促進されるよう各種制度の周知やセミナー等に取り組みます。
実施事業	34 家族経営協定締結の推進(農林水産課)
	35 酪農・和牛ヘルパー運営の支援(畜産課)
	36 国・県等が実施する事業の情報提供(商工振興課)
評価	B
実績	農業や畜産におけるワーク・ライフ・バランスを促進するために9経営体の家族経営協定、酪農和牛ヘルパー運営の支援を行った。国(労働局等)や県から広報依頼のあった講座等(労働なんでも相談会、女性のための再就職支援セミナー、働き方改革セミナー等)について広報かのか及び市ホームページでの情報提供を実施した。
成果及び課題	家族協定締結により農業経営等にメリハリがつくようになった。ヘルパー制度により畜産農家における女性に対して、生活のゆとりを生み出すことに寄与することができた。国(労働局等)や県から配布されたリーフレットの設置、広報紙への掲載等を行った。
今後の取組予定	引き続き、家族経営協定等について制度の周知を行うとともに、国(労働局等)や県の講座等についても周知広報を図ることで、ワーク・ライフ・バランスが促進されるよう努める。

具体的施策	女性の就業・起業等多様な働き方への支援
施策の内容	女性の就業機会の拡大に向けた起業等、能力を発揮しながら希望する働き方ができるような情報提供や相談活動などの支援及び広報・啓発に取り組みます。
実施事業	37 起業・創業等のための相談支援(産業振興課)
	38 就農相談会の開催(農林水産課)
	39 合同就職説明会の実施(商工振興課)

評価	B
実績	起業・創業のための相談対応(相談件数70件のうち女性35件)、就農に係る相談支援(相談者52人中9人)を行った。合同就職説明会は新型コロナウイルスの影響により中止した。
成果及び課題	市に起業相談した方のうち、令和2年度においては女性5人の起業につながった。合同就職面談会はオンライン開催を検討するなど、就業機会の確保を図る。
今後の取組予定	引き続き、起業・創業等の相談や就農相談を行う。また、県よろず支援拠点と共催し、大隅よろず定期セミナーを開催する。合同就職面談会はオンラインによる面談会を実施する。

重点目標 II 男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向 1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

具体的施策	暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進
施策の内容	性別に起因する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるための教育、啓発に取り組みます。
実施事業	40 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発（市民課）
	41 リーフレットや「男女共同参画NEWS」を活用した広報、啓発（市民課）
	42 人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品展の開催（生涯学習課）
	43 人権問題講演会の開催（生涯学習課）
	44 「鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止に関する指針」の職員への周知（学校教育課）
	45 学校における校内研修の実施（学校教育課）
評価	A
実績	女性に対する暴力をなくす運動期間の啓発活動として、のぼり旗、パープルリボンツリーの設置や啓発カードの配布等を実施。人権問題講演会は、LGBTを取り上げた内容で実施した。教職員に対しては、スクール・セクシュアルハラスメント防止指針周知のための研修実施を指導したり、人権同和教育研修に関する校内研修を実施した。
成果及び課題	「男女共同参画News」にて毎回配偶者暴力相談支援センターの連絡先を掲載し、DVに悩んでいる人々への相談窓口の紹介を行った。また、教職員に対しては、研修を行うことで、一人ひとりの人権に関する理解を深め、人権感覚を磨くことができた。
今後の取組予定	性別に起因する暴力が、決して許されない暴力であることを理解してもらうため、今後もさまざまな機会を通じて教育や啓発に取り組む。

具体的施策	若年層からの予防啓発の推進
施策の内容	児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許されない」という意識の浸透を図り、男女の人権が尊重される対等な人間関係を学ぶ暴力の未然防止に向けた研修、啓発を行います。
実施事業	46 中学校、高等学校での人権・デートDV防止研修の実施（市民課）
	47 学校における人権教育・男女平等教育の推進(学校教育課)
	48 エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施（健康増進課）
評価	A
実績	男女一人ひとりの人権尊重について若年層から学ぶ「人権・デートDV防止研修会」を中高合わせて9校で実施した。市内の小中高の児童生徒、保護者、教職員を対象にエイズや性感染症等に関する正しい知識の普及啓発を行った。併せて、性被害やLGBTQなどの教育を通して、生と性の学習を深めた。
成果及び課題	「人権・デートDV防止研修会」「性教育」「いのちの授業」いずれも学校に希望をとって実施するため、受けていない学校へのアプローチが必要。
今後の取組予定	男女の人権が尊重されるよう、引き続き若年層からの啓発に取り組む。

具体的施策	被害者が安心して相談できる体制づくり
施策の内容	被害者への適切・迅速な相談対応ができるよう相談員等の人材を養成するとともに、暴力が個人的な問題としてとらえられ潜在化する傾向を踏まえ、相談窓口の一層の周知を図る等被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
実施事業	49 民生委員・児童委員、人権擁護委員等における理解の促進（福祉政策課、市民課）
	50 DV対策庁内連絡会議等による庁内の連携（市民課）
	51 相談窓口情報カードの配布等による配偶者暴力相談支援センターの周知（市民課）
	52 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する庁内相談体制の充実（総務課）
	53 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供（地域活力推進課・福祉政策課）
	54 配偶者暴力相談支援センターでの相談（子育て支援課）
	55 婦人相談員、児童家庭相談員の相互の連携による早期発見、対応(子育て支援課)
56 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・マイフレンド相談員などとの連携によるDV被害者の早期発見(学校教育課)	
評価	A
実績	女性に対する暴力をなくす運動期間に、パープルリボンツリーと一緒にDV相談窓口情報カードを設置(本庁、3総合支所、図書館等)。市職員にハラスメント防止の啓発及びハラスメント相談員の周知を行った。 配偶者暴力相談支援センターでは、女性相談員等によるDV相談、救済のアドバイス等を実施した。また、女性相談員と家庭児童相談員が連携し、児童相談所や警察等、適切な関係機関へと繋ぐことができた。
成果及び課題	・国籍や性別に関わらず、市内在留外国人の人権が尊重され、安心して暮らせるよう、市役所での外国人相談窓口の設置について継続して検討していく必要がある。 ・配偶者暴力相談支援センターでは、相談者の意思を尊重した相談体制を講じ、関係機関と連携を図りながら、本人の意思を尊重した上で必要な支援を行った。
今後の取組予定	DV相談窓口に関する情報などについて、さまざまな機会を通じて、一層の周知啓発活動に取り組む。また、被害者が安心して相談できるよう、引き続き相談体制を関係機関と連携しながら充実させる。

具体的施策	被害者の安全確保と自立の支援
施策の内容	個人情報の管理の徹底等、被害者の安全が確保できるよう体制を整えるとともに、関係機関との連携により、経済的基礎、住居の確保等、自立に向けた支援を行います。
	57 DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置（市民課）
	58 民生委員・児童委員、人権擁護委員等による早期発見・対応（福祉政策課・市民課）
	59 婦人保護施設や母子生活支援施設、障害者福祉施設及び高齢者福祉施設等と連携した被害者の保護（子育て支援課・福祉政策課・高齢福祉課）
	60 福祉サービスの提供者による早期発見（福祉政策課）

実施事業	61 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり（地域活力推進課・福祉政策課・高齢福祉課）
	62 生活保護等の支援制度の活用（福祉政策課）
	63 自立困難な被害者への対応（福祉政策課）
	64 医療保険の加入脱会手続きにおける支援措置（健康保険課）
	65 DV被害者等の一時避難への支援（子育て支援課）
	66 母子生活支援施設入所事業によるDV被害者への日常生活の支援(子育て支援課)
	67 DV被害者に対する支援措置として、当該被害者への日常生活の支援（建築住宅課）
68 現住所地に住居登録をしていないDV被害者の子どもへの支援（学校・保育園等の転校、入園、健康診断や予防接種の支援）（子育て支援課・学校教育課・健康増進課）	
評価	A
実績	<p>DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置を実施した。人権擁護委員による人権相談所の開設や民生委員による地域住民の生活状態の把握、相談や助言を行った。障害者への虐待通報窓口として福祉政策課のほか肝属地区障がい者基幹相談支援センターにも設置しており、虐待の把握・防止・対策に努めた。</p> <p>鹿屋市高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会を開催し、早期見守り発見ネットワーク、専門機関介入ネットワークの各委員と早期発見の連携について協議した。</p> <p>DV被害からの避難者に対し、生活保護申請を行う方や生活困窮による相談者に対しては、関係機関と連携し安全確保を行い、必要に応じて就労支援等を行った。</p>
成果及び課題	各関係機関との連携を図ることにより、DV被害者等の安全確保や日常生活の支援を行うことができた。在留外国人の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制については、関係課や関係機関と連携を図る必要がある。
今後の取組予定	引き続き、関係機関と連携し迅速な対応で、DV被害者の安全確保と自立に向けた支援に努める。

施策の方向 2 生涯を通じた男女の健康への支援

具体的施策	生涯を通じた心身の健康支援
施策の内容	全ての人が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、男女の性差に配慮した相談対応や検診受診率の向上・健康教育等に取り組みます。
実施事業	69 心の健康相談、また児童生徒を対象に「いのちの授業」を実施（自殺対策強化事業）（健康増進課）
	70 健康の保持増進のために健康増進、健康教育の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	71 疾病の早期発見、早期治療を図るため各種検診を実施(健康診査・がん検査事業）（健康増進課）
	72 検診結果にもとづき、特定保健指導を実施(特定保健指導事業）（健康増進課）
	73 産後ママのための骨盤エクササイズ教室の実施(健康増進事業）（健康増進課）
	74 県民健康プラザ健康増進センターとの連携による健康づくり運動支援（鹿屋ヘルスアッププラン21推進事業）（健康増進課）

	75 高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施(高齢福祉課)
	76 みんなで楽しむスポーツライフ推進事業の実施 (市民スポーツ課)
	77 総合型地域スポーツクラブ活動事業の実施(市民スポーツ課)
評価	A
実績	健康相談「こころの健康相談」「思春期相談」や、健康教育「いのちの授業」「かのやん体操」「ウォーキング教室」「骨盤エクササイズ教室」等を実施した。また、各種健診を実施し、その結果に基づき保健師、栄養士、健康運動指導士等による指導・支援を行った。 健康づくり意識の普及と向上、健康づくり活動の推進、健診受診推奨、健康づくりに関する正しい知識の習得を目的に、市民健康づくり講座を実施した。
成果及び課題	女性ががん検診を女性スタッフのみで実施することで、安心して受診できる環境づくりを行った。女性は、育児・介護の影響で健康状態が悪化していることがあるため、負担が減らせるよう関係機関につないでいく。高齢者筋力向上トレーニング事業への男性参加者が増加し男女とも同じ割合になっているが、介護予防教室や運動サロンへの参加は8割以上が女性となっている。男性も気軽に参加できる体制づくりが必要である。
今後の取組予定	女性ががんは、若年層での発症が多いため、今後も継続して環境整備を行うことで、生涯にわたる健康の保持に努めたい。一人暮らしの男性や高齢の親と同居している男性の健診結果の悪化・生活習慣病の重症化の課題があるため、食の自立を意識した教室を開催する。

具体的施策	性を理解・尊重するための教育・学習の推進
施策の内容	全ての人々がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう教育・学習に取り組みます。
実施事業	78 エイズ予防のための講演会、学習会の実施 (エイズ予防事業) (健康増進課) 79 発達段階に応じた保健学習の充実
評価	A
実績	小中高校でのエイズ予防事業(61回)をとおして、エイズや性感染症予防の関心を高めるとともに、エイズに対する偏見や差別のない地域づくりを推進した。併せて、自分の体を正しく知り、自分らしく生きるという生と性の学習を深めた。小中学校では保健学習を実施した。
成果及び課題	エイズだけでなく、思春期の心と身体の発達や性の多様性など、学校のニーズに合った講演を行うことができた。 性を理解、尊重する学習に関しては、保健学習だけではなく、特別活動や各教科において相互に関連させる指導の充実に努める必要がある。
今後の取組予定	エイズ予防事業については、今後も継続して事業展開を図る。 体育における研修会等をとおして、授業改善を図り、内容の充実に向け取り組む。

具体的施策	安心して子どもを産み育てる環境づくりの推進
施策の内容	妊娠・出産から産後、育児期にわたり、それぞれの段階に応じた健康管理への支援を充実させ、安心して子どもを産み育てるための環境を整えます。
実施事業	80 子育て世代支援センターの設置による切れ目のない支援の実施 (健康増進課) 81 (母子手帳発行、妊婦検診、妊婦訪問、パパママ教室、母子相談) (健康増進課) 82 (産婦・新生児訪問、産後ケア、こんにちは赤ちゃん訪問、育児教室) (健康増進課) 83 (各種予防接種、乳幼児健康診査、歯科保健事業) (健康増進課)

	84 助成事業の実施（不妊治療費助成事業、未熟児訪問養育医療給付事業）（健康増進課）
	85 認可外保育所に入所している児童へ健康診断費の女性〔認可外すこやか検診事業〕（子育て支援課）
評価	A
実績	妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援体制を構築した（母子手帳交付、ハイリスクプラン作成）。身体が未熟のまま生まれた乳児や不妊治療を受けている夫婦に対し医療費を助成し、経済的な不安の軽減、不安や悩みに対する支援を行った。
成果及び課題	妊娠を希望する女性とその同伴者に対する風しんの予防接種女性を昨年度から開始したことで、先天性風しん症候群の予防につながった。新型コロナウイルス感染対策を講じながら、各種健診や教室等を工夫して実施していく必要がある。
今後の取組予定	今後も継続して、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努める。

施策の方向 3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	生活上の困難に直面する女性等への支援
施策の内容	生活困窮状態や社会的孤立の状態にある女性等が、安心して暮らし、自立した生活ができるよう支援を行います。
実施事業	86 国民年金の加入脱会手続きにおける支援措置（市民課）
	87 かわいい孫への贈り物事業（子育て支援課）
	88 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）
	89 ひとり親家庭医療費助成事業（子育て支援課）
	90 母子寡婦福祉資金貸付制度の相談、受付や母子自立支援員による指導等（子育て支援課）
	91 自立支援教育訓練給付金事業（子育て支援課）
	92 高等職業訓練促進給付金事業（子育て支援課）
評価	A
実績	ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、児童扶養手当の支給(1,398人)、医療費の助成(32,201件)を行った。また、看護師や介護福祉士などの資格取得のために養成機関に修業する場合、生活の支援のための給付金を支給する等の事業を行った。
成果及び課題	ひとり親家庭の母又は父の職業能力開発や資格取得と就業を支援することにより、生活の安定と自立の促進に寄与することができた。
今後の取組予定	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、継続して事業を行う。

具体的施策	高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援
施策の内容	高齢者や障がいのある人が、安心して暮らし、意欲や適正に応じた社会参画・自立した生活ができるよう性差に配慮した支援を行います。
	93 身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援〔相談支援事業〕（福祉政策課）
	94 ボランティア奉仕員養成講座（手話奉仕員養成・点訳、音声訳（テープ録音）奉仕員養

実施事業	95 意思疎通支援事業（各奉仕員の派遣事業）の実施（福祉政策課）
	96 在宅福祉アドバイザー整備事業等による地域の見守り体制構築（高齢福祉課）
	97 介護保険制度の広報啓発〔再掲〕（高齢福祉課）
	98 在宅改善事業の推進（建築住宅課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、肝属地区障がい者基幹相談支援センター相談員を中心とする相談支援を行った。 ・各種ボランティア養成講習会を支援(手話奉仕員20人、点訳奉仕員2人、音声訳奉仕員4人)。 ・社会福祉協議会を通じて手話通訳者や要約筆記者の派遣(41回) ・在宅福祉アドバイザーによる地域の見守りを行った(アドバイザー241人) ・介護保険制度について、広報紙、出前講座、介護予防教室等で広報啓発活動を行った。
成果及び課題	各種ボランティア養成講習会の参加者が減少傾向にある。在宅福祉アドバイザーの約91%が女性であるため、未配置地区の解消と併せて男性の在宅アドバイザーの活動を促進する必要がある。また、介護保険制度の出前講座への男性の参加者が少ないことから、男性にも介護保険制度はもとより介護予防等にも意識をもってもらえる工夫の検討が必要。
今後の取組予定	引き続き、障がい者に対する相談支援体制の充実及び利便性の確保を図っていく。また、手話奉仕員等のボランティアの養成を推進し、派遣登録者の増加を目指す。在宅福祉アドバイザーの未配置地区に関しては、民生委員や町内会長に推薦依頼を行う。

具体的施策	複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援
施策の内容	高齢者・障がい者・外国人等であることに加え女性であることにより、複合的な困難を抱えている人への支援を行います。また、性的少数者であることによる偏見や差別をなくすための啓発を進めるとともに、相談対応による支援を行います。
実施事業	99 情報誌、リーフレット等による人権尊重に関する啓発（市民課）
	100 在住外国人に対する日常生活支援体制の構築（地域活力推進課）
	101 国際交流員や、鹿屋市国際交流協会を活用した外国の異文化への理解促進（地域活力推進課）
	102 各種相談支援（健康増進課、子育て支援課、福祉政策課、高齢福祉課）
評価	A
実績	男女参画Newsや小学校高学年向け「男女共同参画って何だろう?」、外国人向けに「外国人のための生活便利帳」等を配付した。支援を必要とする当事者やその家族の求めに応じて健康や虐待、高齢者等相談対応を行った。(高齢者総合相談561件、児童虐待相談118件等)
成果及び課題	情報紙では毎回配偶者暴力相談支援センターの連絡先を掲載した。関係機関と連携することで虐待防止に努めたり、重層的なセーフティネットを提供する相談支援を行ったりした。また、相談者の相談を傾聴し、必要に応じて関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつないだ。
今後の取組予定	引き続き、支援員のスキルアップ、関係者によるネットワークの強化を行う。市内在留外国人へ必要な情報が入手しやすい環境整備や学習機会の提供、生活支援等を充実させる。外国人のための日本語教室を運営する団体を通じて日本語の学習機会の提供や生活支援等を充実させ、本市で安心して生活できる環境づくりを推進する。

施策の方向 4 防災の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	防災・復興体制への女性の参画拡大
施策の内容	地域における多様な住民の視点を反映させるため、防災、復旧や復興に関わる政策・方針決定過程や、防災の現場への女性の参画を推進します。
実施事業	103 女性消防隊活動の促進（安全安心課）
評価	B
実績	鹿屋地区教養訓練への参加や、防火パレード(春季・秋季)への参加。
成果及び課題	女性隊員が訓練等に参加することにより、様々な視点での訓練、周知広報ができた。女性隊員の視点を活かした消防団活動の実施や女性隊員の増員が課題。
今後の取組予定	定期的に女性隊の定例会を実施し、女性隊員特有の活動を検討する。また、火災現場などで被災者に寄り添い、精神的なサポートを行うためにも、定期的に訓練等を実施する。

具体的施策	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
施策の内容	避難所運営や災害時に備えた物資の備蓄などの場面において、地域の実情や、男女のニーズの違いに配慮する等、男女共同参画の視点に立った取組を行い、地域防災力の向上へ努めます。
実施事業	104 女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進(安全安心課)
評価	B
実績	・授乳室、更衣室、プライバシー確保のためのパーテーションを備蓄した。また、避難所アンケートを実施し、ニーズに合わせた備蓄計画を作成(女性用品等を計画的に備蓄予定) ・避難所運営マニュアルについては、男女共同参画の視点を反映した見直しを行った。
成果及び課題	市備蓄計画に女性用品を追加した。また、女性に配慮した避難所レイアウト作りなど、男女共同参画の視点を反映した見直しを行った。女性が避難所を運営する際の不安要素がある。
今後の取組予定	鹿屋市防災会議における女性委員の割合を増やす取組を行う。また、避難所運営への女性の参画に取り組むとともに、女性に配慮した備蓄品の確保に努める。

重点目標 III 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向 1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善

具体的施策	男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
施策の内容	男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて広報・出版物等の発行に際し、固定的性別役割分担意識が助長されないことがないよう配慮します。
実施事業	105 「人権週間」の周知（市民課）
	106 情報誌、リーフレット等による広報、啓発（市民課）
	107 広報誌・ホームページ等による広報啓発（政策推進課）
	108 「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発（生涯学習課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な手段を講じて人権尊重について啓発活動を実施した。 ・男女共同参画Newsや小学校高学年向けリーフレットを配布した。
成果及び課題	情報紙については、関係機関での設置や町内会回覧、セミナー等での配布を行い広報啓発に努めた。
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙に男女共同参画に関する特集記事を掲載する。 ・今後も男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう広報啓発に努める。

具体的施策	固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行への見直し
施策の内容	あらゆる分野における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しにつながるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供に取り組みます。
実施事業	109 男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介（市民課）
	110 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催（市民課）
評価	A
実績	講演会は、「くらしの多様な困難に直面する女性たち」という演題で開催した。市職員研修は、男女共同に関する動画「信頼の回覧板」(県作成)を視聴する形式で実施した。
成果及び課題	講演会は市民生委員・児童委員協議会研修会と合同実施し、多数の参加者が困難を抱える女性の社会構造上の問題や相談支援のあり方等の理解を深めた。市職員研修では動画視聴のため多くの職員が学習できた。
今後の取組予定	固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しが図られるよう、男女共同参画News等で情報提供をするとともに、引き続き研修会や講演会等の学習機会を提供する。

施策の方向 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的施策	学校における教育・学習の推進
施策の内容	子どもたちの男女共同参画意識に影響を及ぼす教職員等学校関係者が、男女共同参画について正しく理解するための情報学習機会を提供します。
実施事業	111 研究授業を通して各学校での校内研修（道德教育）の充実（学校教育課）
	112 管理職研修・男女平等参画等に関する研修会への参加促進（学校教育課）
評価	A
実績	道德教育では「考え、議論する道德」の実践にむけて授業づくりに関する研修及び参観授業を実施。管理職研修では「自他を大切に」教育の充実を呼びかけ、人権尊重の教育の具現化を図った。
成果及び課題	各学校における授業や研修において、男女共同参画に関する視点を意識することができたが、学校によって取組の差がある。
今後の取組予定	継続して男女共同参画に関する、校内での研修や管理職研修会等を実施する。

具体的施策	家庭・職場・地域における理解の促進
施策の内容	あらゆる教育・学習の機会を捉えて家庭・職場・地域において男女共同参画に関する正しい理解の浸透が図られるよう広報・啓発に努めます。
実施事業	113 家庭教育学級の実施（生涯学習課）
	114 「子育て講座」の実施（生涯学習課）
	115 「家庭教育講演会」の開催（生涯学習課）
	116 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催（市民課）
	117 生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実（生涯学習課）
評価	B
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育学級を39学級、子育て講座を25小中学校で実施 ・家庭教育講演会「今から始めよう！災害時の備え～食と防災～」の実施 ・市職員研修は、男女共同に関する動画「信頼の回覧板」(県作成)を視聴する形式で、講演会は「くらしの多様な困難に直面する女性たち」という演題で実施 ・出前講座(33メニュー)の実施
成果及び課題	多くの家庭教育学級から人権問題講演会に参加した。子育て講座では、子育てに悩みを持つ親同士の相互交流を図ることができた。 男女共同参画講演会については民生委員・児童委員協議会研修会と合同実施し、多くの参加者を得ることができた。
今後の取組予定	引き続き、家庭・職場・地域における男女共同参画の正しい理解が図られるよう広報・啓発に努める。